

第 2 1 回東御市農業委員会定例会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第 2 1 回定例会 令和 6 年 1 2 月 2 6 日

開会 1 3 時 3 0 分 閉会 1 5 時 3 0 分

出 席 委 員
(2 2 名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	1 3 田中 章
2 笹平 民男	1 4 柳澤 大作
3 檜原 龍太郎	1 5 上原 真由美
5 小野 高男	1 7 武舎 和久
6 杉田 修司	1 8 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
1 0 井出 藤男	推進 伊藤 茂
1 1 田口 千秋	推進 白石 文生
1 2 比田井 尚良	推進 大塚 和信

欠 席 委 員

1 6 北沢 秀則

議事録署名委員

1 0 井出 藤男 1 2 比田井 尚良

出 席 職 員
(7 名)

農業委員会事務局
事務局長 重田 雄一
事務局次長 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 黒澤 しほ
事務局 鈴木 優
事務局 堀 涼佳
事務局 小林 千恵美

議事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地所有適格法人の認定について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画について

報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 2 条 1 項の規定による非農地証明について

第7回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局 皆さんこんにちは。今日は少し早いですが、皆さんが揃っていますので第21回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。開会を会長代理からお願いします。

船田代理 早いもので、今年もあと数日というところになりました。年末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。大変ご苦勞様です。ただいまより、第21回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、会長から挨拶をいただきまして、その後、議事録署名の指名及び議事進行につきましても会長からお願いします。

会長 皆さん、こんにちは。12月の会議内容をご報告させていただきます。8日に長野県第3区選出の国会議員との懇談会がありました。お手元に事務局から配っていただきましたが、その資料の内容で農政懇談会が行われ、東信地区の農業委員長14名、国会議員4名が出席されました。我々の方から提言、課題を申し上げた後、国会議員からの発言、回答がありました。上小農業委員会協議会事務局が取りまとめているので、1月にその結果を報告させていただきます。

その他に、11月から12月に行っていただいています地域計画ですが、今日ご出席の農業委員の皆さんが基盤になり、地区理事会に進めていただいています。今後1月末から2月にかけて、第3回目の地区推進会議が行われますので、今回でまとめになるかと思います。それを事務局で整理していただいて、国へ報告という段取りになろうかと思っています。いずれにしても、中期計画は、5年後、10年後の対応について、出来るだけ具体的なものを集約させていただくようお願いをしました。

12月20日から5年に1回行なわれる農林業センサス、農林業経営体調査が2月1日現在で行われますので、農業委員という立場でありますので、担当者が回った場合にはご協力をしていただければ、ありがた

いと思います。よろしくお願いします。

以上ですが、早速、審議に入りたいと思います。本日の議事録署名は10番井出委員、12番比田井委員にお願いします。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について本日は8件の議案があります。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番他○○筆、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は後継者がいないため、譲り渡すものです。譲受人は経営規模拡大のため、譲り受けるものです。地目は田になっていますが、畑として利用されており玉ネギ、大根を栽培予定です。申請地は、譲渡人が草刈等の管理はしていました。耕作の経験もあるので、問題ないと判断しました。

3-2 ○○番、図面は2ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人は○○の方です。譲渡人は、○○の方です。申請地はすでに譲受人が耕作しており、正式に譲り受けるものです。地目は田になっていますが、畑として利用されており、申請地ではナスを栽培しています。譲受人は○○歳ですが、後継者がおり○○が今も手伝いながら耕作しています。譲受人自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-3 ○○番、図面は3ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人、譲渡人は、○○の方です。譲受人は、隣接農地と一体として耕作するため、譲り受け、譲り渡すものです。申請地は、田になっていますが畑として利用されており、ネギ、ジャガイモを栽培予定です。譲受人自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-4 ○○番他○○筆、図面は4ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は、○○の方です。譲渡人は、農地の管理が出来ないため譲り渡すものです。譲受人は、管理をしており正式に譲り受けるものです。地目が田になっていますが、畑として耕作し申請地ではクルミを栽培します。自宅から申請地まで車で○○分のため問題ないと判断しました。

3-5 ○○番、図面は5ページをご覧ください。○○の交差点から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人は○○の方です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は、譲渡人の貸家に住んでおり、建物と農地を合わせて譲り受けるものです。申請地では、ジャガイモを栽培する予定です。自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-6 ○○番、図面は6ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人は○○の方です。譲渡人は、○○の方です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、農地の管理が出来ないため、譲り渡すものです。譲受人は、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。申請地では水稻を栽培する予定です。もともとは譲受人の農地であり、元の所有者に戻し自家用の米を栽培したいとのことです。譲受人自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-7 ○○番、図面は7ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人は○○の方です。譲渡人は○○の方です。譲渡人は○○に在住のため、農地の管理が出来ないので譲り渡すものです。譲受人は、隣接農地と合わせて耕作するため譲り受けるものです。申請地は、荒れている状況なので復旧計画の提出があり、復旧後は梅を栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

3-8 ○○番、図面は7ページをご覧ください。○○から○○メートルほど○○にある農地です。譲受人は○○の方です。譲渡人は、○○の方です。譲受人は、○○で建物を購入し、それに付随する農地として譲り受けるものです。申請地では、ネギ、ハウレン草を栽培する予定です。住所が○○ですが、許可後は住所を移す予定です。譲受人自宅予定地から徒歩○○分で問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして、船田代理より説明をお願いします。

船田代理

ただいま事務局から説明をいただいたとおりです。○○、それと○○の○○、○○メートルほど○○に面している農地になります。譲渡人は○○、譲受人は○○、いずれも○○の方です。○○と○○の境にあり、当該農地につきましては○○ですので、私の方で説明しますのでよろしくをお願いします。譲渡人ですが、相続により農地を取得しましたが、後継者がいないということで営農を継続することが出来なくなり、譲り渡すということです。譲受人である○○は小規模ではありますが、農業を営んでいまして、今回規模拡大を図るために、譲り受けるということです。現状、ハウレン草等の栽培をしていますが、当該農地につきましては、玉ネギ、大根等を栽培する予定です。住宅から○○キロメートルと車で○○分ほどと近いとため、問題は無いと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは番号1の案件につきまして、ご意

見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして、田口委員より説明をお願いします。

田口委員 当該地ですが事務局の説明でもありましたが、〇〇の集落の〇〇に位置しています。譲受人の〇〇の自宅から現地まで直線で〇〇メートルほどですが、その間には高さ〇〇メートルから〇〇メートル位の断崖絶壁が繋がってその下の〇〇沿いに当該地があります。譲渡人の〇〇は、相続により土地を取得しましたが、農業後継者がいないので手放したい、譲受人の〇〇は〇〇歳の後継者もあり、農業規模を拡大のため譲り受けたいということです。また、譲受人は以前から当該地を借り受け、野菜を耕作していました。今回、正式に譲り受けたいということで申請になりました。特段問題がないと思われそうですが、ご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして、井出委員より説明をお願いします。

井出委員 資料3ページになります。場所は〇〇から〇〇に下ったところです。譲受人と譲渡人は〇〇で、譲受人の〇〇が以前からこの土地を借りて草刈等の管理は行っていました。この度、正式に譲り受けるというお話が出来たようで、譲渡人が合意したところです。自宅に近いですし、特段問題はないと考えますのでご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件につきまして、保科委員より説明をお願いします。

保科委員 資料は4ページとなります。この該当する場所の上は、今は使われていませんが、この建物を購入したいということを相談したところ、その下の土地と一緒に買って欲しいという話になり、今回の案件になっています。譲受人は農業をやっているとして、トラクター、耕運機、軽トラックを持っていて、ここはクルミ畑として使いたいという申し出でした。ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。番号4の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号5の案件につきましても、保科委員より説明をお願いします。

保科委員 資料は5ページになります。該当地の左側にアパートが並んでいます。これよりは〇〇メートルほど高い場所で段差になっています。ここに通ずる道ですが、譲受人自宅と書いてあるところに北向きに細い道があるだけで、大きな機械は入らない場所です。譲受人がこの家を購入するので、この土地も一緒に購入するという申請です。この譲受人は〇〇で生まれた方ですが、〇〇を取得しています。この場所は周りが囲まれたようなところで、譲受人の自宅の目の前なので、土地も活用されるかと思います。ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。番号5の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号6の案件につきまして、小野委員より説明をお願いします。

小野委員 場所は〇〇の〇〇から〇〇の方へ下りて行った道の脇にある田んぼです。3条-6と書いてあるすぐ上が〇〇で、その方が買う方です。もともとは〇〇が持っていた田んぼを、また戻してもらうということで、

目と鼻の先の田んぼが欲しいという話です。譲受人の年齢が〇〇歳ですが非常に元気な方で、〇〇夫婦、〇〇夫婦と一緒に生活していますので、しばらく問題ないだろうと思います。特に問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号6の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号7の案件につきまして、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員 地図は7ページをご覧ください。3条-7と書いてある申請地の〇〇にハッチングがかかっている四角がブドウ畑で、そこは〇〇の所有ですが、実際に耕作している方は〇〇の方をお願いをして作ってもらっているそうです。また、申請地の〇〇にハッチングがかかっているところが、〇〇が管理をしている梅の木が植わっています。申請地の〇〇は荒れていてドングリの木が〇〇メートル位になっています。茂っている一部分が、周りがブドウ園であったりクルミの木の苗木が植わっていたりする中で、ひと際目立って林になっている箇所、非常に農地パトロールでも危惧した場所の一角です。夏にこの〇〇の畑に生えていたドングリの木が倒れ、〇〇の住宅の庭先まで、枝が落ちたり木が倒れたということがあり、〇〇が〇〇に連絡をして、この木を何とかして欲しいという話の中で、結婚して〇〇に行き相続で土地をもらったが一度も来てないというような状況だそうです。自分の年齢が〇〇歳なのでこれを機会に土地を分かるようにしたいという意向の中で、〇〇からの申し出である立木を何とかしないとブドウ畑も日陰になるし、今回みたいに木が倒れると他にも迷惑がかかるので、伐採、抜根をするのでその後の土地を管理してもらいたいと〇〇にお願いしました。伐採する費用は〇〇が持ち、抜根は〇〇が〇〇年後にし、無償譲渡ということで話がまとまった今回の案件です。別段問題はないと思いますがご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。詳細にご説明ありましたが、ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号8の案件につきましても、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員 場所は〇〇沿いの〇〇よりも〇〇下です。〇〇で登録してあったこの〇〇のお宅を〇〇が購入するという時に、申請が出ている後ろの土地と住宅が一筆になっていて、この畑に行く道がこの住宅の横からしか行けない、他にアクセスする道がないというようなところです。現状を見たところ草が生えていますが、木々は一切生えてないので家庭菜園にはいいかと思います。〇〇が〇〇で土地をお持ちではないですが、〇〇が〇〇で農業をやっているということで、農機具は1つあるし知識もあるので、〇〇の指導、力を借りてやるということです。土地としてもそんなに広くはない大きさです。別段問題はないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号8の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第2号議案、農地所有適格法人の認定について、1件の案件が出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地所有適格法人について説明します。資料は議案の3ページになります。今回の申請は、農地所有適格法人として認定する審査となります。農地所有適格法人とは、農業を営む法人が一定の要件を満たすことで、農地を取得出来る法人のことです。一定の要件については、議案にも記載させていただいておりますが、4要件あります。

1つ目は、法人形態要件です。農事組合法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかであること。

2つ目は、事業要件、3ヵ年の販売計画で、農業と関連事業の合計売上高が今後3ヵ年の法人の売上高の過半を占めること。

3つ目は、議決要件、法人の総議決権または総社員の過半は、農地の権利提供者、その法人の農業の常時従事者、基幹的な農作業を委託した個人、地方公共団体、農業、農地中間管理機構等である必要があること。

4つ目は役員要件、農地所有適格法人の理事等の過半は法人の農業に常時従事年間150日以上とする構成員であることとなっています。

申請法人である〇〇の事業内容は、農産物の販売で主に生食用ブドウです。法人形態要件に関して、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかであることと定められているため問題ありません。事業要件に関して、事業内容が生食用ブドウのみで、その他農業以外の事業を実施しない予定となっています。議決権要件に関して、農業関係者の議決権割合が〇〇%と過半を超えています。役員要件に関して、農業関係者が構成員の過半を超えています。以上のことから農地所有適格法人の要件を満たしており問題ありません。

議長（会長） ありがとうございます。それでは第2号議案、農地所有適格法人の認定につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 売上高の項目で、1年目から3年目までが表記されていますが、〇〇年目より〇〇年目が下がるのはどういうことでしょうか。

事務局 質問にお答えします。〇〇年目より〇〇年目の売り上げが落ちている理由は、改植をしたので売り上げが落ちているということです。

議長（会長） 五十嵐委員、今の説明でよろしいですか。

五十嵐委員 わかりました。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。第2号議案、農地所有適格法人の認定につきまして、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、5件の案件が出ています。事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請についてです。第3号議案、資料4ページからお願いします。

5-1 〇〇番他〇〇筆、使用貸借権の設定です。資料は8ページ、9ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇に入った〇〇内にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人は共に〇〇の方で、〇〇と〇〇の関係です。譲受人は、現在〇〇と同居しており、手狭なため、住宅の建築を計画するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたもので

す。〇〇から〇〇メートル以内の第2種農地で、代替性がないということとで転用はやむを得ないと判断しました。

5-2 〇〇番、賃借権設定です。資料は10ページから14ページまでをご覧ください。場所は〇〇から〇〇に入った〇〇にある農地です。砂利採取敷地の一時転用申請です。譲受人は砂利採取販売業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。当該申請地は玉石等が豊富に埋蔵された場所であることから、譲受人は申請地を砂利採取地として利用するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じるものです。採取計画では掘削高は〇〇メートル、採取原石量は〇〇立方メートルとしています。なお、利用期間は許可日から〇〇年間で、期間満了後は耕土厚を増やして優良農地に復旧することとします。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。

5条計画変更1、5-3 関連があるため一括の説明とします。〇〇番〇〇筆、所有権移転です。資料は15ページ、16ページ、17ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇にある農地です。計画変更申請で宅地分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇の合同会社、譲渡人は、〇〇の方〇〇名です。当初は、〇〇年〇〇月に宅地分譲敷地として許可を受けたのですが、当初計画の造成着工時期と他の造成工事の時期が重なったことから、すぐに転用事業に着手できる譲受人に申請地を継承して、宅地分譲敷地として利用を計画するものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

5条計画変更2、5-4、5-5 関連があるため一括の説明とします。

5-4 〇〇番、賃借権の設定です。

5-5 〇〇番、所有権移転です。資料は18ページ、19ページ、20ページ、21ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇にある農地です。工場、駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の食品加工業者、譲渡人は〇〇の譲受人子会社の食品加工業者と〇〇の方です。当初は、〇〇年〇〇月に工場、駐車場敷地として許可を受けたのですが、親会社の譲受人の工場が老朽化に伴う建て替え時期と重なったことから、親会社の譲受人に申請地を継承して、一体的に新たな工場、駐車場敷地として計画するものです。番号4が準工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。番号5が〇〇年〇〇月に農振除外済みで、第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の〇〇分の〇〇を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございました。それでは、番号１の案件から五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員 今回申請されている方は〇〇と〇〇で、〇〇は〇〇歳で、すべての田んぼ、畑は他の方をお願いをして耕作をしてもらっている状況です。当該地は、地目は水田ですが、一部分畑が入っています。９ページを見てもらうとわかりますが、変わった形になっているため番地がいくつかに分かれています。当該地とその下のところは、約〇〇メートル位の段差があって上は水田で下は畑ですが、今は耕作されていないという状況です。道の脇に水路があり、水田としての機能は持っていますが、もう何年も作ってはいません。上も住宅、隣も住宅、畑があるのは当該地で、また下の道沿いにも家が出来ているという状況で、住宅街の中に空いている当該地です。境目等もしっかりしていますし、道路に接していますので別段問題はないと判断しましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。番号１の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。番号１の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号２の案件につきまして、檜原委員より説明をお願いします。

檜原委員 〇〇の砂利採取で、〇〇も許可申請がありましたが、引き続いて〇〇が、この該当農地で砂利採取を行うための申請を上げています。前回も説明しましたが、〇〇の基盤整備はもう〇〇年近く経っていて、傾斜地ということもあり表土が流出、流亡して、下の石の部分が出てきてしまい、耕作するのに非常に不便なところです。〇〇は、以前、〇〇にある山林の中で砂利採取を行っていましたが、かなり山を削ってしまって、環境問題等もあり、最近はこの畑を掘って砂利を採取するという事業を行っているようです。〇〇はここ何年かずっと〇〇で砂利採取を行っていて、資料によれば〇〇の〇〇の同意も得ていますし、隣接の地権者の同意も得ています。また安全に配慮するという点で、圃場全体をフェンス等で覆ってやっています。私は〇〇に住んでいますが、砂利採取に関しての苦情等は地域の皆さんから出たということもありません。今後も計画的にやっていくという話も聞いているので、問題はないのかと思

います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。番号2の案件につきまして、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

伊藤委員 深さ〇〇メートル位掘るということですが、どうなのでしょう。

事務局 ただいまの伊藤委員のご質問にお答えいたします。資料の12ページ、13ページ、14ページをご覧くださいと思います。12ページの平面図の真ん中に最深部〇〇メートルという書き方がしてあります。続きまして13ページですが、縦断横断図になっていまして表層から切り込みをしまして最深部から〇〇メートルほどという〇〇という数字がご覧いただけるかと思います。14ページについては、面積の求積図と切込砂利土量計算になっていっていますが、こちらについての右下土量計算のところでも高さ〇〇と記載がありますので、基本的には高さ〇〇メートルの中でどれだけの採石が取れるか見込みを含めてですが、設計しているという状況です。

議長（会長） よろしいですか。

伊藤委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。

小野委員 これを見ると深さ〇〇メートル掘ると書いてありますが、〇〇の石垣よりも高く掘るイメージになると思います。それで地図を見ると、近くに〇〇があり、ここは太陽光です。そうすると雨水がそのままこの〇〇メートルの中に入ってくるのではないのでしょうか。この道を挟んで両側に道路がありますが、土砂崩れは起きないのでしょうか。太陽光の水が側溝に全部集まってきて土砂崩れが起きないか気になります。

議長（会長） 事務局から説明をお願いします。

事務局 ただいまの小野委員のご質問にお答えいたします。掘削高〇〇メートルでかなりの高さになるので大丈夫かということですが、安定勾配〇〇度で取っていきますので、基本的には直線に真下に〇〇メートル掘っていくのではなくて、段階的に角度をつけて、織り込んでいく形で掘削をしていくというようになりますので、直線的に〇〇メートルになるよ

うに掘削されるというわけではないというところが、先ほどの地図で見ただけだと思います。それから、雨水関係の排水ですが、確かに、雨水があった場合については側溝に行ってしまうということですが、そのような場合についてはきちんと作業を中止して、中で浸透を確認した後に、作業を開始するという事で安全対策の計画書も出ています。先ほどの檜原委員のお話にもありましたが、この辺の地域で何度も何年にもやられている業者さんですし、今まで問題もなかったためこの計画書で問題ないと思っています。

議長（会長） 小野委員、よろしいですか。

小野委員 はい。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。ないようですので、採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、計画変更1の案件につきまして、上原敦夫委員より説明をお願いします。

上原敦夫委員 地図は15ページ、16ページ、17ページをご覧ください。場所は〇〇沿いの〇〇の〇〇、〇〇の〇〇にあります〇〇筆の土地です。この土地は〇〇にお住まいの〇〇、〇〇から〇〇に所有権移転をされ、〇〇年〇〇月に住宅分譲地として許可を受けた土地です。〇〇が予定していました造成着工時期が他の造成地と時期が重なってしまい、大変遅れてしまったということです。計画変更後すぐに取りかかっていただけの〇〇に継承させることとなり、現在、造成工事が行われている土地です。別段問題はないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。重複する部分もありますが、計画変更1、番号3の案件に、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。計画変更1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続

きまして、計画変更2につきまして、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員

場所は〇〇沿いの〇〇地積になりますが、〇〇のような建物の〇〇という漬物を販売する会社です。敷地の裏の〇〇に荒れている土地があって、農地パトロールの際に調べたところ、それはもう農地ではなかったものでそれ以上は調べませんでした、そこが〇〇です。〇〇の社長さんと〇〇の社長さんは同じ方で、完全なる子会社です。〇〇年に土地を〇〇が許可を終えたときに、〇〇の本社工場の漬物工場の老朽化が話題に上がるような時期だったそうです。それで親会社の意向が決まらなると子会社としては動けないのでずっと着工しないでいたそうです。今回、〇〇が現状の工場を畳んでそこに工場を建てる場合は、生産をすべて止めなければいけないので損失が大きい、それは出来兼ねるので、その代わりに工場を建てて、古い方の工場はその後畳みたいということが役員会で決まったそうです。その時に、上にある〇〇の土地を借りても土地が足りない、隣接する土地を購入するという方向になったというのが変更です。〇〇の持っている土地の〇〇に水路があり、その水路が〇〇を通過して下の〇〇の水田にまで水が来るようになっているのが気にかかって確認したところ、今回の案件が承諾されて土地の造成に入った場合には、水路を付け替えるという確認がとれましたので、計画変更に関しては問題ないと考えていますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。計画変更について説明をいただきました。番号4の案件について説明をお願いします。

五十嵐委員

計画変更と一緒にですが、社長は同じですが親会社の〇〇と子会社の〇〇はきちんとした契約を結んでいます。貸し借りも問題ないと考えます。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは計画変更2、番号4の案件につきまして、それぞれご質問ご意見ある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、採決に入ります。計画変更2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきましても説明いただきましたので、採決に入らせてもらってもよろしいですか。それでは番号4の案件につしまし

て、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号５の案件につきましても、五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員 資料１８ページを見て〇〇の〇〇がお持ちになっている水田です。ここを購入して先ほどの〇〇の土地と合わせたところに、新しい工場と駐車場を造るという計画です。先ほど言ったように、水田で水路がありましたが水路は付け替えるということなので問題ないと判断していますし、当事者同士の話ですので売買のことに関しても問題ないと考えます。別段よろしいかと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号５の案件につきまして、よければ採決に入ります。それでは、番号５の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。
これから１０分間休憩とします。

休憩

議長（会長） 再開します。それでは、第４号議案、農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局 第４号議案、農用地利用集積計画１２月分について説明します。資料の６ページが通常の利用権設定です。１２件、１６筆、合計２４，２７４平方メートルです。資料の７ページが所有権移転です。１件、２筆、合計３，１６０平方メートルです。資料の８ページから９ページが中間管理事業を使った利用権設定です。２０件、４５筆、合計６３，０４０平方メートルです。全体の合計は３３件、６３筆、９０，４７４平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、関係する担当の方は確認していただき、ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

白石委員 ９番目の〇〇はどういう方ですか。

事務局 通常の利用権設定 9 番の〇〇ですが、この方は〇〇の方になります。〇〇からこちらの農地の貸し借りをしています、その前から〇〇で管理している〇〇で、野菜を作っていた方です。もう少し広いところでもやってみたいということで〇〇から借りていて、今回は継続で〇〇年間ということで出ています。野菜もしっかり作られている方かと思います。

議長（会長） 今の説明でよろしいですか。

白石委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。ないようですので、採決に入ります。第 4 号議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による届出についてです。資料は 22 ページをご覧ください。〇〇、場所は〇〇の〇〇にある農地です。農業用倉庫敷地の届出です。対象地〇〇平方メートルのうち、〇〇平方メートルの届出になります。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま届出の内容について説明をいただきました。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願いします。

伊藤委員 きちんとしたものを造りたいと伺っています。

議長（会長） ありがとうございます。続きまして、報告第 2 号、農地法第 2 条 1 項の規定による非農地証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 2 号、農地法第 2 条 1 項の規定による非農地証明についてです。左上とじの農地リストをご覧くださいと思います。対象は別紙のとおり、合計〇〇件、〇〇筆、〇〇平方メートルです。なお、今後は非農地証明願いのあった農地について、受付後に担当農業委員と確認し、その後総会でご報告をいたしますので、あらかじめご了承ください。

事務局の方で、今回初めて非農地ということで農地の様相を呈していない農地について皆さんに農地パトロールで確認していただいたところをまとめて所有者宛に、ここは農地ではありませんという通知した

リストがこちらになっています。その部分についてご報告を申し上げているものになります。よろしくお願いします。

議長（会長） ただいま事務局から説明がありましたが、再度、確認していただきたいと思います。

事務局 通知については12月10日付で郵送していますので、12月中旬頃には所有者の方に届いているかと思います。

議長（会長） ご質問ありますか。

檜原委員 表が黒くなっている人は何か意味がありますか。

事務局 檜原委員のご質問にお答えします。黒く網掛けされている所有者については、重複している方になりますので、お1人で何筆も持っている方について、色塗りがされている状況です。

議長（会長） 他にありますか。

小宮山委員 この非農地証明については事務局サイドで選択されていると思いますが、所有者の要望で雑木林になっているところを、非農地にしたいというような要望は応えられるのでしょうか。

事務局 小宮山委員のご質問にお答えします。すでに非農地証明を送った所有者の方から、他にも同様な土地があるので、同じく非農地にしてもらいたいというご相談をいただいています。そのような土地については、対象地が農業振興地域の青字に入っていないかどうかを確認して、白地であれば、可能性があるという回答をして、非農地証明願という様式がありますのでそちらに記入していただいて、証明願を事務局にご提出いただきます。その証明願によって、場所と現況と地籍面積がわかりますので、そちらを調べた上で、地元の担当農業委員さんに確認をして、そこが明らかにもう農地ではない山林の様相を呈しているという確認が出来れば、証明願いが出てきた次の総会で、報告案件で上げさせていただいて問題がなければそこで非農地証明を再度発行させていただくという流れになりますので、対応は可能ということです。今後はそのような対応をしていきたいと思っていますところ です。

小宮山委員 現状、山林のような状態でも農振が引っかかっていれば難しいとい

うことですか。

事務局 はい。

小宮山委員 了解です。

議長（会長） 他にありますか。ないようですので、報告第2号につきまして以上とさせていただきます。続きまして、第7回農業経営改善計画認定意見聴取に入ります。

事務局 第7回農業経営改善計画認定審査会議案をご確認ください。今月は〇〇件の更新申請があります。

〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は、〇〇です。単一経営で果樹類、生食ブドウとなります。目標も同様です。現状の年間所得は〇〇円、目標は〇〇円です。主たる従事者が〇〇人のため〇〇人あたり〇〇円、目標は〇〇円となります。年間労働時間は、現状〇〇時間、目標も同様です。1人あたり、〇〇時間、目標も同様です。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について、生産はブドウで、目標に向けてブドウの苗が生育していくことを踏まえ生産量が増えていく予定です。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業(売上げ)はありません。(3) 農用地及び農業生産施設について、農用地は現状と目標は同様です。農業生産施設は、ハウスを所有していて目標も同様です。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、現在、〇〇ブドウ畑は、共同防除を取り入れています、〇〇化によるオペレーター確保が困難になることが想定されます。今後は、SSの自動運転等によりオペレーターの作業時間を軽減していきます。また、摘芯作業は、無核ブドウにおいて重要かつ労力のかかる作業になりますので今後、自動新梢管理装置を導入することで、摘芯作業の時間を軽減していきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、現状、〇〇の労働時間が全体の〇〇パーセントと高いため、〇〇やお手伝いの方に声をかけることにより正社員を確保し親族依存の労働力から脱却します。なお、従業員の安全面、作業の効率化の観点からグローバルGAPの取得を目指していきます。⑤農業従事の様態の改善に関する現状と目標・措置について、通年雇用、従業員のスキルアップ、農福連携等に取り組み、他の農業者の雇用形態などを参考にしながら、雇用契約作成、休憩所の整備など環境を整えていきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、1つの圃場の中で品種が混在しているため作業効率が悪く反収も低い状況となっています。今後は、圃場ご

とに同一品種に植替え統一し、作業効率を上げていきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者については、常時雇用を〇〇人増やしていく予定です。4 ページ目の生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、自動新梢管理装置を取得する予定です。

続いて、5 ページをご覧ください。〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇です。営農類型は、複合経営で水稻、小麦、馬鈴薯、ブロッコリーを栽培しています。目標も同様です。現状年間所得は〇〇円、目標は〇〇円となります。年間労働時間は、〇〇時間で目標も同様です。主たる従事者は〇〇人となります。生産については、記載のとおり栽培しています。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業(売上げ)については、水稻の作業受託があります。(3) 農用地及び農業生産施設については、借入地を増やし経営面積を拡大していく予定です。農業生産施設については、記載のとおりとなっており現状と目標は同様になります。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、農地が分散しているため、規模拡大に伴い農地の集積を図り生産の効率化を目指します。また、〇〇から堆肥を仕入れ、有機肥料を利用した土づくりを行っています。今後も化学肥料を押さえた土づくりに取り組み栽培を行っていきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、大手スーパー等に出荷しており、今後も継続していくとともにそこを拠点に販路の拡大を図っていきます。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、地域の人を中心に臨時雇用を確保しています。今後、規模拡大をしていく中で人手不足にならないように地域の人を中心に声をかけて、労働力を確保していきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、スマート農業について、一昨年直進アシストがついたデモ機を借りて作業したところ、農作業時間の短縮につながり効率化が図られました。今後コンバイン、田植え機を導入する際には、直進アシスト等の機能が装備されている機械を検討していきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者については、規模拡大に伴い臨時雇用を増やしていきます。7 ページ目の生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、田植機6条、コンバイン6条を取得する予定です。

続いて8 ページご覧ください。〇〇です。認定農業者の更新申請となります。住所は〇〇です。営農類型は稲作となっていて、目標も同様です。現状、年間所得は〇〇円、目標は、〇〇円、主たる従事者が〇〇人のため、1人あたり〇〇円、目標は〇〇円となります。年間労働時間は、現状〇〇時間、目標は〇〇時間、主たる従事者1人あたりは、〇〇時間、目標は〇〇時間です。生産について、水稻及び水稻苗を栽培しており、水稻は、目標に向けて作付面積、生産量を増やしていくとの

ことです。水稻苗については、今後水稻栽培を引退する農家が増えていくと予想されるため生産量は〇〇枚としています。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業(売上げ)については、作業受託、乾燥粃摺り、加工品販売があり記載のとおりとなります。(3) 農用地及び農業生産施設については、農用地は借入地が増え、経営面積が拡大します。農業生産施設については、現状と目標は変更ありません。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、現状、農地が分散しているため、規模拡大に伴い〇〇を中心に比較的農地がまとまっている地域に集約していきます。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、米の高付加価値化、ブランド化を目指していきます。〇〇、米、食味分析鑑定コンクールで受賞することが出来ました。今後もコンクールに出品し、知名度を上げていくことで米の高付加価値化、ブランド化につなげていきます。⑤農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置については、規模拡大に伴い、人手不足が懸念されているため知り合いや近所の方に声をかけ人手を確保していきます。家族の役割分担を明確化し、作業を効率化することで休暇の確保につなげていきます。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、スマート農業について、現状ラジコン草刈り機、田植え機、〇〇を導入し作業の効率化を図っています。今後も農業用ドローンを導入し作業の効率化を図っていきます。経営の構成については、記載のとおりです。雇用者については、常時雇用を〇〇人確保し、臨時雇用については、記載のとおりとなる計画です。10ページ目の生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、田植機8条、精米機、農業用ドローンを取得する予定です。

議長(会長)

ありがとうございました。それでは、担当委員の補足説明をいただきたいと思います。田口委員から若林さんの補足説明をお願いします。

田口委員

〇〇ですが、生食ブドウを〇〇アールと大規模にやっぺいらっしゃいます。この中で収量と所得は〇〇年後の作付面積は同じですが、収量が〇〇トンから〇〇トンに増えています。売上金額も〇〇円から〇〇円に増えています。1つの圃場の中で品種が混在しているので作業効率が悪いので、同一品種に植替えしているということで、⑥のその他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置に出ているように上げていくということです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置はSSの自動運転、自動新梢管理装置等、スマートフォン農業にも挑戦していくということです。〇〇件ほどで共同管理しているということですが、自分だけではなくて〇〇件全体でグレードアップし、地域を巻き込んでいこう

としているため、今後、大変期待しているところです。

議長（会長） ありがとうございます。〇〇につきまして、ご意見ご質問はありますか。よろしければ次に入りたいと思います。小宮山委員から〇〇の補足説明をお願いします。

小宮山委員 〇〇は〇〇で、水稻を中心にある程度の規模でやっている農家ですが、作付等の計画も合理化集約が出来るところは、借り入れ等の検討をして水田を増やしていきたいということです。これから担い手がなくなるため〇〇には、これからあと〇〇年位は担い手になっていただきたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。〇〇につきまして、ご意見ご質問はありますか。よろしければ次に入りたいと思います。檜原委員から〇〇の補足説明をお願いします。

檜原委員 〇〇は、法人として株式会社化して、（１）の生産のところを見ていただくとわかりますが、作付面積〇〇です。先日、〇〇とお話をしたところ、まだ拡大意欲があり〇〇を目標にしていこうということです。お若い社長さんですので、やる気があります。地域においてはナンバーワンクラスの立派な会社です。なくてはならない存在かと思っています。農産物加工等ではお餅を作ったり売ったりして、年間通して非常に仕事があるという感じです。目立った点としてはスマート農業です。農業用ドローンを導入したいため、農業用の撮影するための小さいドローンではなくて、農薬、肥料を積んで撒く大きな農業ドローンも開発されてきているので、非常に興味があるということです。また農機具メーカーが競ってスマート農業の機械を造っていますが、〇〇は非常にその辺りも先進的に取り入れて、常に新しい機械を導入している印象です。大変頼もしく思っているところです。

議長（会長） ありがとうございます。〇〇につきまして、ご意見ご質問はありますか。

伊藤委員 ３ページ、４ページに書いてある自動新梢管理装置はどのようなものですか。

事務局 自動新梢管理装置ですが、〇〇では〇〇年〇〇月に発売する予定となっています。どういうものかと言いますとブドウ棚の上にその装置をつ

けて、接触棒を24時間動かし新梢が当たることで擦れるようになって成長を遅らせ、作業が軽減されるというような装置ということで伺っています。

白石委員

長野県の場合、試験場ではこのような装置を聞いたことがなかったものですから、どんなものでどのように進んでいるのか、〇〇は認識しているのか、〇〇も大きな産地ですが、こういったものを〇〇でもやられているのかどうかを含めて、教えてください。

事務局

〇〇が導入したいという話でしたので、〇〇でどのように導入がされ、〇〇が認識しているかというのはわからない状況ですが、確認させていただきます。

議長（会長）

事務局から次回に報告していただくということでよろしいですか。

白石委員

はい。

議長（会長）

他にご質問ありませんか。ないようですので、〇〇件の意見聴取は終了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事録署名人_____

(※直筆をお願いします)